

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

評価実施機関名

鹿児島県知事

公表日

令和6年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、同法で定める精神障害の状態にあると認められた者に対して精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を作成する等の交付に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">精神障害者保健福祉手帳申請書の受理、審査及び申請に対する応答精神障害者保健福祉手帳更新認定申請書の受理、審査及び申請に対する応答精神障害者保健福祉手帳返還の受理精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届の受理、審査及び届出に対する応答精神障害者保健福祉手帳記載事項変更申請の受理、審査及び申請に対する応答精神障害者保健福祉手帳の再交付
③システムの名称	自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳システム、中間サーバ、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">○番号法第9条第1項 別表 22の項○番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第43条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">●特定個人情報の照会<ul style="list-style-type: none">番号法第19条第8項 別表 22の項番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第43条●特定個人情報の提供<ul style="list-style-type: none">番号法第19条第8項 別表 8の項, 9の項, 21の項, 24の項, 27の項, 52の項, 53の項, 55の項, 56の項, 83の項, 93の項, 115の項, 117の項, 127の項番号法別表第19条第8項に基づく主務省令第16条, 第20条, 第22条, 第39条, 第50条, 第55条, 第78条, 第79条, 第82条, 第83条, 第115条, 第126条, 第143条, 第147条, 第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	精神保健福祉センター 所在地: 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 電話番号: 099-218-4755
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	精神保健福祉センター 所在地: 郵便番号890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 電話番号: 099-218-4755

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	しきい値判断項目・対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	定期見直しに係る修正 (しきい値判断に影響を与えな 軽微な修正)
平成28年5月31日	しきい値判断項目・時点計数	平成26年3月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
平成28年11月30日	関連情報・4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携・②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第55条第3号、同条第4号 ※番号法別表第二第109の項及び110の項に係 る主務省令は未制定です。 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 25の項 ・特定個人情報の提供 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55 の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、 116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第18条 ・主務省令で定める情報 第12条第1号二、同条第3号二、第20条第2号 口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、 同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同 条第10号まで、第28条第1号口、同条第2号から 同条第10号まで、第29条第2号、第30条第4号、 第31条第4号口、第42条第2号、第53条第1号口、 同条第2号口、同条第3号口 ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令 は未制定です。	事後	(H28.5.31)定期見直し時の転 記誤り (軽微な修正)
平成29年4月28日	しきい値判断項目・時点係数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
平成30年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
平成30年5月31日	I、5、②	精神保健福祉センター所長 竹之内 重	所長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和1年6月24日	関連情報・4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携・②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 25の項 ・特定個人情報の提供 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55 の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、 116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第18条 ・主務省令で定める情報 第12条第1号二、同条第3号二、第20条第2号 口、同条第6号、第21条第1号口、同条第2号口、 同条第3号、第22条第1号口、同条第2号から同条第10 号まで、第28条第1号口、同条第2号から同条第10 号まで、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号 口、第42条第2号、第53条第1号口、同条第2号 口、同条第3号口 ※番号法別表第二第116の項に係る主務省令 は未制定です。	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 25の項 ・法別表第二主務省令 第18条 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 100の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、 57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の 項、116の項 ・法別表第二主務省令 第9条、第11条、第 12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28 条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条、 第53条、第55条、第59条	事後	指針第6の2に基づく再実施に 係る内容整理及び誤り訂正。
令和1年6月24日	しきい値判断項目・時点係数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	指針第6の2に基づく再実施に 係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	
令和2年5月25日	しきい値判断項目・時点係数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和3年5月28日	しきい値判断項目・時点係数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和4年6月2日	しきい値判断項目・時点係数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和4年6月2日	関連情報・4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携・②法令上の根拠	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 25の項 ・法別表第二主務省令 第18条 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 100の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、 57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の 項、116の項 ・法別表第二主務省令 第9条、第11条、第 12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28 条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条、 第53条、第55条、第59条	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 25の項 ・法別表第二主務省令 第18条 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 100の項、14の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、 57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の 項、116の項 ・法別表第二主務省令 第9条、第11条、第 12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28 条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条、 第53条、第55条、第59条の2の2	事後	(R1.6.24)再実施の際の条文誤 り訂正 (軽微な修正)
令和5年6月14日	しきい値判断項目・時点係数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修 正)
令和6年8月27日	しきい値判断項目・時点係数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微 な修正)
令和6年8月27日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 14の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第14条	○番号法第9条第1項 別表 22の項 ○番号法別表第19条第8項に基づく主務省令 第43条	事後	令和6年5月24日に公布され た番号法施行令の一部を改正 する政令の公布に伴う変更
令和6年8月27日	4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 25の項 ・法別表第二主務省令 第18条 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 100の項、140の項、16の項、20の項、27の項、 28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、 57の項、79の項、85の2の項、106の項、108 の項、116の項 ・法別表第二主務省令 第9条、第11条、第 12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28 条、 第29条、第30条、第31条、第42条、第43条、 第44条、第53条、第55条、第59条の2の2	●特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8項 別表 22の項 ・番号法別表第19条第8項に基づく主務省令 第43条 ●特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8項 別表 8の項、9の項、21の項、24の項、27の項、 52の項、53の項、55の項、 56の項、83の項、93の項、115の項、117の 項、127の項 ・番号法別表第19条第8項に基づく主務省令 第16条、第20条、第22条、第39条、第50条、 第55条、第78条、第79条、第82条、第83条、 第115条、第126条、第143条、第147条、第 157条	事後	令和6年5月24日に公布され た番号法施行令の一部を改正 する政令の公布に伴う変更